

太良町本人通知制度事前登録(変更・廃止)届出書

年 月 日

太良町長 様

太良町住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第6条の規定に基づき、次のとおり登録内容の(変更・廃止)を届け出ます。

登録 を し て い る 人	ふりがな	
	氏名	Ⓜ
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生
	連絡先	
	変更内容	氏名・住所・本籍・その他()
	変更前	
	変更後	

○代理人が届け出をする場合は、次の欄に記入してください。

・代理人 委任状あり ・法定代理人(未成年者法定代理人・ 成年後見人)

代 理 人	ふりがな	
	氏名	
	住所	〒
	連絡先	

届出の際は次の書類を提出し、又は提示してください。

○窓口に来た方が本人であることが確認できる書類(運転免許証、住民基本台帳カード、旅券等)
郵送の場合は、本人確認書類の写しを提出してください。

○代理人による届出の場合は、委任状(必ず原本を提出してください。)

○法定代理人による届出の場合は、登録をしている人との関係がわかる戸籍(本籍地が当市である場合は、省略することができます。)

(注)裏面に制度の説明及び注意事項を記載していますのでお読みください。

※次の欄は記入しないでください。

受付者	入力者	受付方法		本人等確認方法	備考
		<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 来庁	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券	
		<input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 郵送	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード	
		<input type="checkbox"/> 法定代理人		<input type="checkbox"/> その他()	

太良町本人通知制度事前登録(変更・廃止)について

- 1 この届出書は、太良町住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に事前登録された方に係る登録内容に変更があったとき、又は事前登録を廃止しようとするときに使用するものです。
- 2 この届出書を提出しようとする方は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、委任状による代理での届出をすることができます。
- 3 郵便又は信書便(以下「郵便等」という。)による届出は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
 - (1) 事前登録の内容の変更や廃止の届出をしようとする方が、疾病その他やむを得ない理由等により、直接届出をすることができないとき。
 - (2) 他の市区町村に居住しているとき
- 4 この届出書により事前登録を廃止した場合において、届出日の前日までに住民票の写し等の交付通知書(以下「通知書」という。)を発送する事案があるときは、届出日以降であっても通知書を送付します。